

事業実施における判断基準

令和3年9月13日

【趣旨】

本年度は、前年度学んだ新型コロナウイルス感染防止対策を講じることにより諸事業を推進してきた。一方、新型コロナウイルス感染者の増加に伴い、8月2日から31日まで「緊急事態宣言」が再度発令され、9月12日まで延長され、さらに9月30日まで再延長された。

幸いにも埼玉連では、会員の皆様のご努力により道場でのクラスター及び事業開催による感染者の確認はされておらず、良好な状態を維持している。

しかしながら、8月下旬には県内の感染者数が連日1,000人を超えるという爆発的な状況を見ると、埼玉連の事業推進の可否を検討しなければならない状況にある。

【考え方】

- 1 年度当初計画した各事業は、最大限の感染防止対策を講じて努めて予定通り実施する。
- 2 新型コロナウイルス感染者数の状況により、規模を縮小して開催することも考慮する。
- 3 事業実施の可否等については、国、地方自治体及び全弓連の方針等による他、以下の感染者数の基準により判断する。
- 4 県営施設に関しては、「緊急事態宣言」下であっても利用可能との情報であるので、今回の検討の判断要素からは除いた。
- 5 本件は基準であり、諸事業実施の目安とする。
- 6 事業実施に当たっては、最大限の感染防止対策を行うものとする。
- 7 その他、状況の変化等により判断要素を加えることもある。
- 8 感染者数については、事業判断日以前7日間の平均の感染者数とする。

【判断基準】

県内感染者数	審査会	講習会等	大会	会議等	支部・連盟への要請
1,000名以上	中止とする。	中止とする。	中止とする。	リモート会議とする。	支部・連盟主催事業の延期・中止を要請する。
500名 ~ 1,000名	受審者の入場時刻を分散して開催する。	参加者を30名程度にして行う。	上位大会のない大会は中止する。	リモート会議とする。	埼玉連の対応を参考にして判断するよう要請する。
100名 ~ 500名	受審者の入場時刻を分散して開催する。	参加者を30名程度にして行う。	参加者を制限して行う。	通常の会議開催可とする。	ガイドライン・手引きを遵守した上での開催を要請する。
100名以下	受審者の入場時刻を分散して開催する。	実施する。 細部は、別途検討する。	実施する。 細部は、別途検討する。	通常の会議開催可とする。	同上